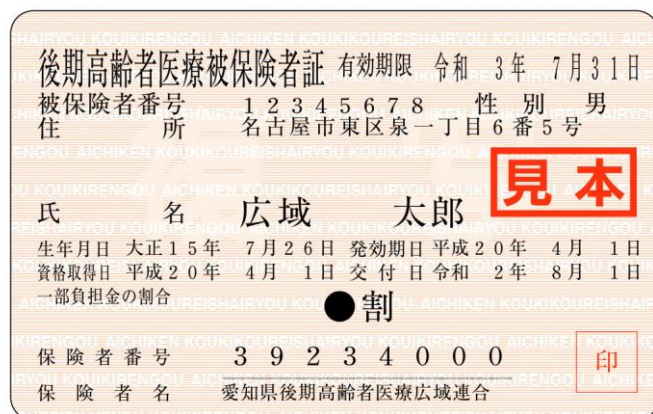


被保険者証等の更新及び保険料の決定について

令和2年度の状況をお知らせします

■被保険者証を更新

現在の被保険者証（青色）の有効期限は7月31日（金）です。8月1日（土）から使用する新しい被保険者証（オレンジ色）は、7月中旬に簡易書留で送付します。



被保険者証（オレンジ色）

■限度額適用・標準負担額減額認定証を更新

市民税非課税世帯の方だけに発行される限度額適用・標準負担額減額認定証は、医療費の自己負担額の上限額や入院時の食事代の減額を受けるためのものです。

この限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日（金）です。8月1日（土）以降も引き続き該当する方には、7月下旬に新しいものを送付します。

■限度額適用認定証の更新

自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合に発行される限度額適用認定証は、医療費の自己負担を上限額までに抑えるためのものです。

この限度額適用認定証の有効期限は、7月31日（金）です。8月1日（土）以降も引き続き該当する方には、7月下旬に新しいものを送付します。

■古い被保険者証などについて

古い被保険者証や限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証は、8月以降に保険年金課（本庁舎1階）、または一宮、音羽、御津、小坂井支所、プリオ窓口センター（プリオビル5階）へお返しいただくか、ご自身で個人情報を読み取れないように裁断・破棄してください。

■令和2年度の保険料額

後期高齢者医療制度のたいせつな財源となる保険料は、平成31年1月から令和元年12月までの所得を基に、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されています。令和2年度から保険料の軽減制度が改正されています。詳しくは、広報4月1日号や7月中旬に送付する被保険者証に同封される案内をご確認ください。保険料は後期高齢者医療制度のたいせつな財源となります。ご理解とご協力をお願いします。